

警察職員の退職手当の支給制限等に関する訓令

〔平成元年7月19日〕
〔本部訓令第16号〕

警察職員の退職手当の返納に関する訓令を次のように定める。

警察職員の退職手当の支給制限等に関する訓令

(通知)

- 第1条 職員の退職手当に関する条例(昭和37年兵庫県条例第50号。以下「条例」という。)第15条第1項の規定による処分に係る同条第2項の規定による通知は、同条第1項各号のいずれかに該当した後、速やかに行うものとする。
- 2 条例第15条の2第1項の規定による処分に係る同条第10項の規定において準用する条例第15条第2項の規定による通知は、条例第15条の2第1項各号のいずれかに該当した後、速やかに行うものとする。
- 3 条例第15条の2第2項又は第3項の規定による処分に係る同条第10項の規定において準用する条例第15条第2項の規定による通知は、条例第15条の2第2項各号のいずれか(同条第3項の規定による処分に係るものは同条第2項第2号に限る。)に該当した後、速やかに行うものとする。
- 4 条例第15条の3第1項又は第2項の規定による処分に係る同条第5項の規定において準用する条例第15条第2項の規定による通知は、条例第15条の3第1項各号のいずれか(同条第2項の規定による処分に係るものは同条第1項第3号に限る。)に該当した後、速やかに行うものとする。
- 5 条例第15条の4第1項の規定による処分に係る同条第6項の規定において準用する条例第15条第2項の規定による通知は、条例第15条の4第1項各号のいずれかに該当した後、速やかに行うものとする。
- 6 条例第15条の5第1項の規定による処分に係る同条第2項の規定において準用する条例第15条第2項の規定による通知は、条例第15条の4第1項第3号に該当した後、速やかに行うものとする。
- 7 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成22年兵庫県条例第13号)附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた退職手当の返納に係る同条例による改正前の条例第15条の3第2項の規定による通知は、同条第1項に規定する刑の確定後速やかに行うものとする。

(様式)

- 第2条 前条第1項及び第4項の通知に使用する書面の様式は、退職手当支給制限処分書(様式様式第1号)のとおりとする。
- 2 前条第2項の通知に使用する書面の様式は、退職手当支払差止処分書(様式様式第2号)のとおりとする。
- 3 前条第3項の通知に使用する書面の様式は、次の各号に掲げる処分の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める様式のとおりとする。
- (1) 条例第15条の2第2項の規定による処分 退職手当支払差止処分書(様式様式第3号)
- (2) 条例第15条の2第3項の規定による処分 退職手当支払差止処分書(様式様式第

4号)

- 4 前条第5項及び第6項の通知に使用する書面の様式は、退職手当返納命令書(様式様式第5号)のとおりとする。
- 5 前条第7項の通知に使用する書面の様式は、退職手当返納命令書(様式様式第6号)のとおりとする。
- 6 条例第15条の6第1項の通知に使用する書面の様式は、職員の退職手当に関する条例第15条の6第1項に規定する懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書(様式様式第7号)のとおりとする。
- 7 条例第15条の6第1項、第2項又は第3項の規定による処分に係る同条第7項において準用する条例第15条第2項の規定による通知に使用する書面の様式は、退職手当相当額納付命令書(様式様式第8号)のとおりとする。
- 8 条例第15条の6第4項又は第5項の規定による処分に係る同条第7項において準用する条例第15条第2項の規定による通知に使用する書面の様式は、退職手当相当額納付命令書(様式様式第9号)のとおりとする。
- 9 退職手当の返納又は退職手当相当額の納付に関する調定依頼の様式は、退職手当の返納等に係る調定依頼書(様式様式第10号)のとおりとする。

附 則

この訓令は、平成元年7月19日から施行する。

附 則 (平成9年11月20日本部訓令第18号)

この訓令は、平成9年11月20日から施行する。

附 則 (平成17年3月18日本部訓令第2号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日本部訓令第6号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日本部訓令第9号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月21日本部訓令第8号)

この訓令は、令和7年3月21日から施行する。ただし、様式第2号及び様式第3号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

（表）

退職手当支給制限処分書

第 号
年 月 日

様

兵庫県警察本部長

印

第15条第1項
職員の退職手当に関する条例（昭和37年兵庫県条例第50号） 第15条の3第1項の規定
第15条の3第2項

に基づき、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととします。

なお、この処分についての審査請求は、この処分書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に兵庫県知事に対してすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に兵庫県を被告として提起することができます（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

記

金 円

(処分前の一般の退職手当等の額)	円
(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)	円

(裏)

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	
(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(支給制限処分の理由) (懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)	
(職員の退職手当に関する条例第15条第1項に規定する事情(及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との均衡)を勘案した内容についての説明)	

- 注 1 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第9条第1項に規定する勤続期間をいう。
- 2 不要の文字は、抹消すること。

（表）

退職手当支払差止処分書

第 号
年 月 日

様

兵庫県警察本部長

印

職員の退職手当に関する条例（昭和37年兵庫県条例第50号）第15条の2第1項の規定に基づき、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

なお、この処分についての審査請求は、この処分書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に兵庫県知事に対してすることができます。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3箇月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、兵庫県警察本部長に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に兵庫県を被告として提起することができます（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

(退職をした者の氏名)				
(採用年月日)	年	月	日	(勤続期間)
(退職年月日)	年	月	日	

(裏)

(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(支払差止処分の理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。） 3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

注 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第9条第1項に規定する勤続期間をいう。

（表）

退職手当支払差止処分書

第 号
年 月 日

様

兵庫県警察本部長

印

職員の退職手当に関する条例（昭和37年兵庫県条例第50号）第15条の2第2項の規定に基づき、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

なお、この処分についての審査請求は、この処分書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に兵庫県知事に対してすることができます。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3箇月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、兵庫県警察本部長に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に兵庫県を被告として提起することができます（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（なお、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

(退職をした者の氏名)			
(採用年月日)	年	月	日
(退職年月日)	年	月	日
(勤続期間)			年 月

(裏)

(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由) (懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由) (思料される犯罪に係る罰条 :)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことがこの処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではありません。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき判決が確定した場合(拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、職員の退職手当に関する条例第15条の3第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6箇月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、職員の退職手当に関する条例第15条の3第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなると認める場合	

- 注 1 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第9条第1項に規定する勤続期間をいう。
- 2 基礎在職期間とは、職員の退職手当に関する条例第7条の3第2項に規定する基礎在職期間をいう。
- 3 不要な文字は、抹消すること。

（表）

退職手当支払差止処分書

第 号
年 月 日

様

兵庫県警察本部長

印

職員の退職手当に関する条例（昭和37年兵庫県条例第50号）第15条の2第3項の規定に基づき、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

なお、この処分についての審査請求は、この処分書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に兵庫県知事に対してすることができます。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3箇月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、兵庫県警察本部長に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に兵庫県を被告として提起することができます（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

(退職をした者の氏名)				
(採用年月日)	年	月	日	(勤続期間)
(退職年月日)	年	月	日	

(裏)

(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。 1 この処分を受けた者が職員の退職手当に関する条例第15条の3第2項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 2 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなると認める場合	

注 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第9条第1項に規定する勤続期間をいう。

（表）

退職手当返納命令書

第 号
年 月 日

様

兵庫県警察本部長

印

職員の退職手当に関する条例（昭和37年兵庫県条例第50号）
第15条の4第1項 の規定
第15条の5第1項

に基づき、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命じます。

なお、この処分についての審査請求は、この命令書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に兵庫県知事に対してすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この命令書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に兵庫県を被告として提起することができます（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するところの処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過するところの処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

記

金 円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(職員の退職手当に関する条例 第15条の4第1項 第15条の5第1項 退職手当額)	の規定に基づき控除される失業者 円

(裏)

(退職をした者の氏名)

(返納命令の理由)

(懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)

(職員の退職手当に関する条例第15条第1項の規定に基づき勘案した内容のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)

注 不要の文字は、抹消すること。

様式第6号 削除

様式第7号（第2条関係）

（表）

員の退職手当に関する条例第15条の6第1項に規定する懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書

第 号
年 月 日

様

兵庫県警察本部長

印

下記の退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きの在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、職員の退職手当に関する条例（昭和37年兵庫県条例第50号）第15条の6第1項の規定に基づき通知します。

この通知をした兵庫県警察本部長は、この通知が到達した日の翌日から起算して6箇月以内に限り、この通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員として引き続きの在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額（下記の退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができます。

記

金 円

（退職をした者の氏名）

（退職手当の受給者の氏名）

円

(裏)

(既に支払われた一般の退職手当等の額)

円

(職員の退職手当に関する条例第15条の6第1項の規定に基づき控除される失業者退職手当額)

円

(懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)

（表）

退職手当相当額納付命令書

第 年 月 日 号

様

兵庫県警察本部長

印

第15条の6第1項
職員の退職手当に関する条例（昭和37年兵庫県条例第50号） 第15条の6第2項 の規定
第15条の6第3項

に基づき、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命じます。

なお、この処分についての審査請求は、この処分書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に兵庫県知事に対してすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に兵庫県を被告として提起することができます（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

記

金 円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(職員の退職手当に関する条例 第15条の6第1項 第15条の6第2項 の規定に基づき控除される失業者 退職手当額) 第15条の6第3項	円

(裏)

(退職をした者の氏名)

(退職手当の受給者の氏名)

(懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められる理由)

(職員の退職手当に関する条例第15条第1項に規定する事情のほか、同条例第15条の6第6項の規定に基づき勘案した内容についての説明)

注 不要の文字は、抹消すること。

（表）

退職手当相当額納付命令書

第 号
年 月 日

様

兵庫県警察本部長

印

職員の退職手当に関する条例（昭和37年兵庫県条例第50号）
第15条の6第4項 の規定
第15条の6第5項

に基づき、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命じます。

なお、この処分についての審査請求は、この命令書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に兵庫県知事に対してすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この命令書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に兵庫県を被告として提起することができます（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

記

金 円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(職員の退職手当に関する条例 第15条の6第4項 の規定に基づき控除される失業者退職手当額) 第15条の6第5項	円

(裏)

(退職をした者の氏名)

(退職手当の受給者の氏名)

(納付命令の理由)

(職員の退職手当に関する条例第15条第1項に規定する事情のほか、同条例第15条の6第6項の規定に基づき勘案した内容についての説明)

注 不要の文字は、抹消すること。

様式第10号（第2条関係）

退職手当の返納等に係る調定依頼書

退職手当の返納
別添のとおり を命じたので、下記により歳入の調定を処理願
退職手当相当額の納付

ます。

記

1 納入義務者

住所

氏名

2 調定金額

(1) 返納（納付）金額 (A) 円

(2) 源泉徴収税額 (B) 円

内 訳	所得税	円
	住民税（市町村民税）	円
	住民税（道府県民税）	円
	計	円

(3) 調定金額 (A) - (B) 円

3 調定科目

会 計	
(款)	
(項)	
(目)	
(節)	